

令和7年度第12回松江市教育委員会会議

日時：令和8年1月28日（水）10：00～

場所：島根県市町村振興センター 大会議室

出席委員：青木教育長、塩川委員、原田委員、金津委員、大谷委員

1 開会宣言（青木教育長）

○青木教育長

審議に先立ち、報告第14号「いじめの重大事態に係る報告について」及び議第30号「松江市社会教育委員の委嘱について」の公開・非公開の取扱いについてお諮りをする。

会議規則第2条第1項ただし書きによると、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席した教育長及び委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっている。

報告第14号については、いじめ重大事態に係る報告に関するものであり、松江市情報公開条例第7条第2号の個人情報に該当するものであるため、また、議第30号については、社会教育委員の人事に関わるものであるため、会議を非公開として開催したいと考えている。

なお、会議規則第2条第2項により、この発議については討論を行わずにその可否を決することとなっている。公開・非公開の取扱いについて、案件ごとにそれぞれお諮りする。

最初に、報告第14号について、非公開の取扱いとすることにご異議はないか。

……………異議なし……………

ご異議がないため、報告第14号については、非公開での審議とさせていただきます。

次に、議第30号について、非公開の取扱いとすることにご異議はないか。

……………異議なし……………

ご異議がないため、議第30号については、非公開での審議とさせていただきます。

この決定により、教育委員会会議を一旦閉じたあとに、引き続き非公開で会議を開催し、報告第14号及び議第30号について審議を行うため、委員の皆様はよろしくお祈りをする。

それでは、審議を始めたいと思う。本日の会議は、承認案件が 3 件、報告案件が 6 件、議案が 1 件となっている。

2 会議録の確認（令和 7 年度第 7 回及び 9 回）

……………修正なし……………

3 会議録署名者の指名（金津委員、原田委員）

4 承認【3 件】

○青木教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

【承認 第 1 号 教育委員会の権限に属する事務の臨時代理について】

○加納教育総務課長

議案の 3 ページをお願いします。

まず、内容の説明に入る前に、臨時代理について説明をさせていただく。この臨時代理の承認は、松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項に基づき処理した事務について、同規則第 3 条第 2 項に基づき報告し、承認を求めるものである。

まず、この規定については、議案の下の部分、参考として記載をしている。第 3 条は 4 ページのほうに記載しているため、ご覧いただきたい。

第 3 条第 1 項において、「教育長は、第 1 条各号に掲げる事務を緊急に処理する必要がある場合において、教育委員会の会議を開くことができないとき、または招集する暇がないときは、臨時に代理し、当該事項を処理することができる」と定めている。

また、第 3 条第 2 項をご覧いただくと、こちらのほうに、「教育長は、前項の規定により、臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議に処理の状況を報告し、その承認を求めなければならない」と規定している。

よって、今回の教育委員会会議において、委員の皆様にご報告し、承認を求めるものである。

なお、今回処理した事務は、3 ページのほうをご覧いただきたいと思う。こちらの第1条第7項の「その他、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見の申し出に該当すること」関することに該当している。

それでは、具体的な内容についてご説明をする。このたび処理した事務は、松江市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定依頼である。

議案の27 ページをご覧いただきたい。このたびの条例改正は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教員の働き方改革、人材確保のための給与体系全体の見直しの一環として、12月議会において当初提案した教職調整額に続き、義務教育等教員特別手当について所要の改正を行うものとなっている。

改正内容は、従来は一律に支給をされていた義務教育等教員特別手当について、教員の校務類型、役割に応じて支給する仕組みに改められるもので、支給額や校務類型は市規則で規定するものである。

なお、市規則の松江市職員の給与に関する条例施行規則も、本条例に対応して改正をしており、給料月額の1.5%相当として支給されているものを1%相当に支給額を見直す一方で、校務類型型として担任業務の負担を考慮し、学級担任に3,000円を加算することを定めている。

施行期日は令和8年1月1日である。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。承認第1号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、承認第1号は承認をされた。

【承認 第2号 教育委員会の権限に属する事務の臨時代理について】

○加納教育総務課長

議案の49 ページをお願いする。

この臨時代理の承認は、承認第1号と同様に、松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則に基づき報告し、承認を求めるものである。

なお、今回処理した事務は、49ページの下に参考として記載しているが、第1条第7号の「歳入・歳出予算のうち、教育に関する事務に関わる部分について」に該当している。

それでは、具体的な内容についてご説明する。このたび処理した事務は、令和7年度松江市一般会計補正予算（第4号）（教育予算）の松江市長への調製依頼で、職員人件費、会計年度任用職員人件費、公民館職員人件費に関する補正について調製依頼を行ったものである。

議案の51ページをご覧ください。このたびは、すべて給与改定による人件費の補正となっている。

はじめに歳出をご説明する。53ページをお願いする。こちらの歳出のページの一番左側のところに、丸付きで数字・番号を振っている。この丸付きの数字の③番、そして54ページの⑯番、55ページの⑲、⑳の職員人件費は、一般職員及び再任用職員の人件費について、今年度の人事院勧告の状況等を総合的に勘案し、松江市職員の給与に関する条例等の一部改正に基づき、給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の引き上げに伴う人件費の増額を計上するものである。

次に、53ページの④である。こちらのほうが特別職員人件費になる。こちらは一般職の職員の期末手当の改定措置等を考慮し、特別職の期末手当の年間の支給月数を引き上げることに伴う人件費の増額を計上するものである。

また、会計年度任用職員の人件費についても、松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正に基づき、給与改定に伴う増額分を計上している。

会計年度任用職員の報酬等は、先ほどご説明した5つの項目と㉑を除くすべてが該当しており、各事業において執行している。

次に、55ページをお願いする。こちらの㉒の公民館管理運営費は、市職員の給与改定に準じ、公民館職員の給料額を引き上げることに伴う所要額を計上するものである。

次に、歳入をご説明する。52ページをお願いする。こちらは歳出でご説明した会計年度任用職員の給与改定に伴う国・県の補助金の増額分を補正するものである。

説明は以上である。よろしく申し上げます。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。承認第2号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、承認第2号は承認をされた。

【承認 第3号 教育委員会の権限に属する事務の臨時代理について】

○加納教育総務課長

議案の57ページをお願いします。

この臨時代理の承認は、承認第2号と同様に、松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則に基づき報告し、承認を求めるものである。

このたび処理した事務は、令和7年度松江市一般会計補正予算（第5号）（教育予算）の松江市長への調製依頼で、物価高騰対策に関する補正について調製依頼を行ったものである。

議案は59ページからとなっている。はじめに歳出をご説明する。61ページをご覧ください。

①保育所等給食用食材費補助事業費（物価等高騰対策事業）は、米価の高騰による価格上昇相当分を市立幼稚園等に対し補助することで、給食の安定した提供に資するとともに、給食費の急激な上昇による保護者負担を軽減することを目的とした事業である。当初予算化していたが、更なる米価の大幅な高騰に対応するため、価格上昇相当分の補助単価を増額するものである。

②学校給食費支援事業費（物価等高騰対策事業）は、学校給食用精米価格及び副食用食材の高騰に伴い、令和7年度当初予算、6月、9月補正に続き、小中学校等の給食用食材費の急激な上昇に対応して、家計負担の軽減を図るため増額補正するものとなっている。

次に、歳入をご説明する。60ページをお願いします。

①小中学校給食費緊急支援事業費県補助金は、歳出でご説明した学校給食用精米価格高騰分の支援に充当する県補助金が増額となるため、計上するものである。

説明は以上である。よろしくをお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

○原田委員

給食費のことだが、前回値上がりがあって保護者負担が少し上がったというところで、それ以上のところをこうやって補助してもらっているということなのだが、1人当たりの補助額としては、どれくらいになるというのは分かるか。

○村松学校給食課長

今年度の6月からの補正予算の補助額であるが、小学校では今年度1人当たり、1食当たりなのだが、27円程度である。中学校においては、33円程度の補助をしているという形になっている。

以上である。

○青木教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。承認第3号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、承認第3号は承認をされた。

5 報告【6件】

○青木教育長

事務局から説明をお願いします。

【報告 第11号 令和7年度第6回松江市議会定例会（12月議会）について】

○大谷副教育長

議案は62ページからである。

令和7年第6回松江市議会定例会は、12月2日から12月23日まで開催され、第

10回の教育委員会会議において調製依頼のご承認をいただいた令和7年度松江市一般会計補正予算（第3号）及び電子黒板、東出雲学校給食センターの食器食缶洗浄ライン一式の財産の取得に関する議案、それから松江市人と情報文化の交流館、出雲かんべの里、松江市西菅田集会所の指定管理者の指定に関する議案、これらについて12月12日に開催された教育民生委員会での審議を終え、12月23日に原案どおり可決・採決となった。

また、12月8日から12月10日までの3日間に一般質問があり、24人の市議会議員から質問があった。そのうち、教育委員会に関するものは、お手元の議案集の63ページ以降に骨子を掲載しているとおり、9人の市議会議員から全部で38件の質問があったところである。

質問について項目別で申し上げますと、不登校支援に関するものが最も多く、5人の議員から20件の質問があった。それ以外では、多文化共生、金融教育、地域学校コーディネーター、公民館、子どもの権利、教員の働き方、アントレプレナーシップ教育、女子校、学校検診に関する質問があった。この中で主立ったものをご報告させていただきます。

議案集63ページの質問順位1の2番、柳原治議員からは、公民館長会長、公民館運営協議会連合会長から連名で提出された公民館職員の処遇改善に関する要望に対する検討状況について質問があった。

これに対し、「公民館職員の皆様が高いモチベーションを持って職務に当たっていただけるよう、生活の安定化と雇用の継続につながる手当の新規導入や、より働きやすい環境を創出するための休暇制度の拡充に取り組む予定である。一方で、社会環境の変化とともに住民ニーズが多様化し、公民館に期待される役割も変わりつつあることから、今回の処遇改善に併せて、公民館が担うべき役割についても整理を行うこととしている。今後も本市職員との連携を強化し、地域のニーズを踏まえて活躍されることを大いに期待する」と答弁をしている。

続いて、議案64ページ、質問順位2の4番、太田哲議員からの質問である。「増加する不登校児童生徒に対して、教育委員会として今後どのように連携強化して取り組むのか」との質問があり、本市が取り組んでいる青少年相談室や訪問型支援員派遣事業「こねくと」、オンライン学習支援事業「ボタンねっと」について説明したほか、エスコ、青少年支援センター、各学校に配置されたスクールカウンセラーやスクールソ

ーシャルワーカー、本市の福祉部局等とも連携を図って取り組んでいること。各学校では、必要に応じて児童相談所などを交えたケース会議を開催し、児童生徒に対する具体的な支援方針を共有するなど、関係支援機関と連携した支援に当たっていることを答弁した。「今後も、どこにもつながらない子どもをなくすこと、子どもの学びが止まらないことを目指して、教育委員会と各学校、子ども家庭支援課や児童相談所などの関係支援機関との連携をさらに深め、切れ目なく必要な支援を継続していく」と述べている。

続いて、議案集の 66 ページをお願いします。質問順位は 3 の 3 番、たちばなふみ議員から、松江市の教員の残業、持ち帰り残業、有給休暇取得の状況と併せて、現場の教員の実態など、声を聞く仕組みについての質問があった。

これに対して、「令和 6 年度における本市教職員の時間外勤務時間の月平均は、小学校が 40.1 時間で前年度比 2.3 時間の減。中学校等が 42.5 時間で、前年度比 0.1 時間の減。全体では 41.6 時間で、前年度比 0.9 時間の減という状況である。家に持ち帰って仕事をする時間については、島根県教育委員会が昨年度に実施した抽出調査によると、県全体では小学校で月 12.1 時間、中学校で 10.3 時間となっている。昨年度における本市教職員の年次有給休暇取得状況については、10 日以上取得した教職員の割合は、小学校で 59.7%、中学校等で 55.6%となっている。教職員の勤務実態を知るための仕組みとしては、全教職員を対象とするストレスチェックのほか、教育委員会による学校訪問、管理職面接、校長会や教頭会での意見交換などのほか、各校において教職員へのアンケート、管理職による定期面談、校内に設置している衛生委員会や衛生懇話会の開催などにより、把握している」と答弁をしている。

続いて、その下の質問順位 4 の 1 番、村松りえ議員から、松江市での小学生のアントレプレナーシップ教育の導入についての見解を問われている。

「アントレプレナーシップ教育とつながりが深い教育としてキャリア教育を取り上げ、総合的な学習の時間で児童が自ら課題を見つけ、問題の解決や探究活動に主体的・創造的・協同的に取り組むこと、自己の生き方を考えることができるようにすることなどが目標として位置付けられており、学習活動を通じて、これらの目標達成を目指していくことが子どもたちにとってのキャリア教育にもつながっている。今後も子どもたちの起業家精神を育むといった視点を大切に教育活動の充実を図る」と答弁をしている。

続いて、議案集の 69 ページをお願いします。質問順位 5 の 4 番、原田守議員からは、金融教育に関して、地方に住む子どもたちが都市部に住む子どもたちと同様に、質の高い学習機会を得るための指導方法について今後の方針を問われ、「研修をとおした教員の指導力向上や外部講師に関する情報提供といった学校と関連機関との連携を推進する」と答弁をしている。

続いて、議案集の 70 ページをお願いします。質問順位 6 の 3 番、船木一真議員からは、地域学校コーディネーターを配置して改善した点や見えてきた課題について質問があった。

これに対して、「改善した点としては、学校では地域との連携が強まり、地域のひと・もの・ことといった教育資源を生かした教育活動を展開できている。また、学校に来ていただく地域ボランティアの方との連絡調整の役割をコーディネーターが担うことで、教員の負担が軽減され、学校における働き方改革にも寄与している」と答弁した。

次に、課題としては、地域学校コーディネーターに担っていただいている業務は多岐にわたっており、後任選別に難航したケースがあること。高齢化が徐々に進み、人員確保の難しさがあることなどを答弁している。

続いて、議案集の 74 ページをお願いします。質問順位 7 の 4 番、佐野みどり議員からは、不登校支援に関連して、校内教育支援センターに求められる役割や利用状況等について質問があった。

これについては、「令和元年度の文部科学省通知、『不登校児童生徒への支援の在り方について』において、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあり、校内教育支援センターがそのような児童生徒にとって安心して過ごせる場所となるよう取り組む必要があるとされていること。その一方で、同通知の中には、『学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること』との記載もあり、一人ひとりの状況やニーズに合わせた学習を行うことが必要であると考えている。昨年度、松江市立小・中・義務教育学校の校内教育支援センターでは、計 318 人が利用をした実績がある。このセンターでの活動内容については、利用者や学校によって様々だが、主にサポートワーカーや校内教育支援センター支援員、学びいきいきサポート非常勤講師、状況によっては空き時間の教員や養護教諭等が 1 人 1 台タブレット端末やプリント等を用いた教科指導、体験活動やスクールカウンセラーによるカウンセリングなどを行っている。まずは、子どもたちにとつ

て安心して過ごせる居場所になることを大切に支援を行っている」と答弁をしている。

続いて、議案集の 75 ページをお願いします。質問順位 8 の 2 番、吉岡麻美議員からは、不登校支援に関連して、フリースクールに関する情報提供の充実について質問があり、これに対して、「学校と支援状況の確認など連携を図っているフリースクール等の民間施設については、本市教育委員会が訪問等で支援内容を確認し、施設の許可が得られた場合には、本市ホームページに掲載している。今後も学校等から新たに情報があった場合は、支援状況等を確認の上、本市ホームページにその情報を掲載する」と答弁をしている。

最後に、議案集 76 ページをお願いします。質問順位 9 の 1 番、樋野伸一議員からは、学校検診における歯周病の有所見の児童生徒数と検診後の受診・治療完了の状況について質問があり、これに対して、令和 6 年度の健康診断の結果、要受診と判定された小中学生について、小学生は 375 人、中学生は 426 人であったが、その後の受診状況については把握をしていないことを答弁している。

以上、12 月議会の報告とする。よろしくをお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

○塩川委員

たくさんの質問があったようであるが、まず、報告の様式というか書式が変更になって非常に見やすくなったのではないかと思います。感謝する。

それから、不登校について色々質問がたくさんあったようであるが、答弁にもあるように、ほかの議員さんで質問があったとおりの、重複する部分がたくさんあり、もう少し効率化というか、その辺は事前に調整されて、議会の答弁のほうも効率が良くなれば良いと思う。

感想である。

○青木教育長

その件については、議員のみなさんにもそのように執行部側からお願いをし、今後、議員の間で重ならないように調整をされるということをお聞きしている。

たまたま教育民生委員会に所属している議員のみなさんで、昨年、高知市に視察に行かれたのだが、そこで不登校の支援とか対応状況を詳しく聞いて帰られたため、そこにおられた議員さんがみなさんこぞってというか、不登校について質問されたということであった。

ほかにあるか。

○金津委員

3つほど質問があるのだが、66ページの中で、全教職員を対象とするストレスチェックというのがあるのだが、これは企業とかでもやっている、確か50人以上の事業所に義務付けられているあのストレスチェックと同じ内容なのかということをお聞きしたいのと、その結果内容に対するフォローとか、どのようにされているのかということをお聞きしたい。

あと、2つ目なのだが、68ページとか69ページにある金融教育というのは、現状どのような、多分銀行とかがされていたのではないかと思うが、どのような内容なのか教えていただきたい。アメリカとか、それこそ結構小さいころに株式投資などについて教えたりとか、何かそういうことをやっていたりとかも聞いたりするのだが、どういう金融教育なのかということをお聞きしたいと思う。

あと、もう1点であるが、私、前の前の市町村協議会の際に答えられなくてまずかったとっていて、お聞きするのだが、「こねくと」は市内の大学生の方が支援員として派遣されていると思うのだが、どうやって選ばれているのかとか、いつ、どこで、誰が面接しているのかとか、あと、応募がどれくらいあって、現在何人くらいいるのかとか、どのぐらいの頻度で行かれるのかとか、「すごく良い取り組みだ」といって興味を持たれて、すごく質問を受けたのだが、そのときに「分からない」としかその場では答えられなくて、改めてお聞きしたいと思う。

○加納教育総務課長

まず、ストレスチェックの項目については、基本的には同じ項目で実施をしている。

実施後の対応ということであるが、その集団の各学校の状況については管理職にお返しをさせていただき、また、ストレス度が高い方については、ご希望制ではあるが、産業医等の面談を希望された場合は、そちらのほうにつなげてそのあとの対応を行っ

ているところである。

○後藤学校教育課長

金融教育についてであるが、答弁の中でも書いているように、基本的には、小学校では家庭科の授業、あと、中学校では社会の公民分野であったり、家庭科での学習が中心になろうかと思う。

特に、内容としては、消費者側に立った色々な学習内容が中心になっていると認識している。

かなり幅広い新しい学習でもあるため、学校で担当する教科の先生も研修をもとに授業はするが、さらに外部機関からの力を借りて授業を行うこともある。例えば県の金融広報委員会で講師派遣をしている事業がある。また合銀の金融経済教育出張講座、こういったものもあり、学校のほうが手挙げをして、そういった専門的な方に入って授業をしているというようなケースもある。こういった形で各学校で授業を行っているのが現状である。

○金津委員

具体的にはどういうことなのか。例えば金利について教えるだとか、「為替とはこういうことだ」とか、「株とはこういうことだ」とか、「日銀の役割はこういうことだ」とか色々ある。

○後藤学校教育課長

しっかり把握できていないところがあるが、発達段階に応じて、小中から高校までそういった学習が続いて行われている。当然、先ほど委員がおっしゃったような内容についても広く扱われているものと思っている。

○奥原生徒指導推進室長

先ほど「こねくと」のことでご質問をいただいた。「こねくと」については、現在、島根大学と島根県立大学の学生にお世話になっているところである。

島根大学については、島根大学の学生の授業の一環として1,000時間ボランティアのような形で、学生も授業の一環としてお手伝いをいただいているところである。

島根大学については、「こねくと」だけではなくて、青少年相談室のほうにもサポーターとしてご協力をいただいている。県立大学のほうも、学生のボランティアとして登録をいただいているところである。

この登録については、教育委員会と大学が連携をさせていただき、募集をして、学生から希望のあった方を登録するという形にしている。

面接については、うちの指導主事の「こねくと」の担当をしている者が大学、もしくはうちの室に大学生に来てもらって面接を行い、任用しているというところである。

詳しい数字を今日は持ち合わせていないのだが、昨年度の実績でいうと、小学生・中学生合わせて13人の児童生徒が大学生に関わっていただいた。子どもたちのニーズと、それから学生さんの得意なこと、不得意なこととか、それから所在地によって派遣ができる・できない、こういったものをマッチングして、条件に合った方を派遣するというような格好にしている。

○金津委員

以前、子どもたちに大変好評だということをお聞きしたため、こういう活動が広がっていくと良いと思っている。

○青木教育長

ほかにあるか。

○原田委員

先ほど給食費のことをお聞きしたのだが、今、払っている保護者負担の金額をもう1回教えてもらっても良いか。

○村松学校給食課長

現在の給食費であるが、小学校が310円、中学校が354円を保護者負担としていただいている。

以上である。

○原田委員

だいぶ補助をしてもらっているため助かっていると思う。先ほど伺った補助額は大きい金額だということに思った。

先ほどの質問の分だが、質問順位の7の5は、質問骨子がないのではないか。答弁は「カ・キ」となっているが、保護者への支援のことを聞かれているのではないかというように。

○大谷副教育長

委員のおっしゃるとおり、ここはつくっていたのだが、どうやら印刷のときに、今見ると隠れてしまっているのかもしれないが、おっしゃるような内容の質問で、かなりほかの議員と重複されていた。

データのほうは修正をさせていただきたいと思う。

○原田委員

色々な質問に対して情報を出されて、「これは前にも聞いた」というのが結構あるのだが、【ここを見たら情報が分かる】というのがホームページ上にないのかというように思っており、あと、フリースクールのこととかもホームページ上にあるということなのだが、それがきちんと見に行きやすいところにあるのかというところも少し気になっている。今、子育て真ん中サイトがあるため、だいぶ探しやすくなっていると思うのだが、そういう情報発信のところで、みんなが取りやすい、1回聞いても忘れてしまったというときに、ここを見れば分かるという情報の共有をもう少ししてあると良いと思う。

あと、もう1つ。先ほど金津委員の言われた金融教育のことであるが、私、今、多々納校長とずっと目が合っていたのだが、私の娘は高校生で、最近は必修で公民をやっているというように聞いている。税のことを学んでいるとか、色々な話を聞くのだが、実際、今、高校ほどのレベルの話をしているのか聞いても良いか。

○多々納校長

分野でいうと公民分野。その中でも政治・経済という科目があり、そこで内容の1つとして学んでいく。

それから、3年生は家庭学習期間というものがあり、昔でいうところの自由登校と

言ったりもした期間、現在その期間に入っているのだが、この期間を活用して外部講師を招いて租税教室・消費者教育を3年生全員に向けて行うというのが、どの学校でもオーソドックスな形だと思っている。

中にはファイナンシャルプランナーの方をお呼びして、お金の回り方だとか、そういった本人たちにとって有益で具体的な情報を提供するという機会もあるというように考えている。

以上である。

○原田委員

結構、各学校でそれぞれという感じなのか。「基本的にこう」ではなくて。

○多々納校長

基本的には、「どの学校でもやろう」という呼びかけで、内容については、「これとこれを必ずやらなければいけない」というような縛りがあるわけではない。学校の実情とか生徒の状況に応じて、各学校で工夫しながらやっている。ただし、外部機関との連携・協働は欠かせないという内容だと考えている。

○大谷副教育長

先ほどあったホームページのほうであるが、委員のおっしゃるように、できるだけ見やすいものとなるように工夫をしていきたいと思う。

○青木教育長

ほかにあるか。

○大谷委員

3つほど教えていただきたいのだが、まず、1つは不登校関係のことがあって、今回、校内教育支援センターのことについてのお話があったのだが、私が少し不勉強で、校内教育支援センターの位置付けと、文科省からも教育支援ということは書かれているのだが、松江市としてどのようにそこを位置付けて取り組んでおられて、色々なニーズの必要な子どもたちについて、校内でも色々な部屋があると思うのだが、その辺

りどのように協力し合ってやっておられるのか、そこは学校に任されているのか等々というところを1つお伺いしたい。

2つ目が、事前説明のときにハラルフードのことについて事前説明を受けて、今回、ハラルフードについての説明がなかったのだが、このハラルフード、67ページのところに今回初めて出てきたということでご説明を受けて、松江市に今、ハラルフードを必要としている子どもがいるのかどうかということをお伺いしたいのがもう1点。

あと、もう1つは非常に細かい話で申し訳ない。地域コーディネーターのお話が出て、地域コーディネーター（CN）と書いてあるが、これは何の略なのか。その3点をお願いします。

○奥原生徒指導推進室長

校内教育支援センターについてご質問をいただいた。議案の75ページの質問順位8の1の吉岡議員のご質問に対する答弁の中にもあるが、校内教育支援センター、現在48校中43校が整備をしているという状況であるが、この校内教育支援センターについては、これまでも、昔からと言ったらあれかもしれないが、いわゆる学校で別室と呼ばれる「〇〇ルーム」とか、少し教室に入りにくい子とか、学校に登校しづらい子が、これまでも教室に上がる前に一旦違う部屋に入って、支援を受けてからみたいところがあったと思うが、校内教育支援センターは、これまでの別室というところをこのような位置付けにしている。

目的としては、まず、第一には、子どもたちの安全な居場所、子どもたちが安心して過ごせる場所ということに一番重きを置いているところである。「教室には行けませんが、ここだったら行ける」とか、「少しクールダウンしたら教室に戻れる」とか、「ここだったら学校に通える」とか、そのような位置付けにしている。

ここの支援については、これも答弁の中にあるが、現在、市としてはサポートワーカー、校内教育支援センター支援員、それから県の事業とも連携し、学びいきいきサポート非常勤講師、こういった非常勤の先生方を配置しているところである。

ただ、これについては全校に配置できていないわけではないため、優先順位によって配置を決定しているところである。それ以外の学校については、管理職の先生だとか、養護教諭だとか、空き時間の先生等が支援をしてくださっているというような状況である。

以上である。

○村松学校給食課長

ハラール給食のことであるが、宗教上の理由で給食のすべて、一部食べられない方、そういった方は全市でおられると認識しているが、人数については把握していない状況であるが、保護者と学校のところでお話をさせていただき、特に豚肉が中心だと思うのだが、そういったところを明確に分かるような依頼があるのは現実的にある。

そういった方については、アレルギー対応で使用している詳細な献立というものが、それにはアレルゲンの物質が全部書いてあるものなのだが、それをとおして、そういった食べられない食材の確認をしていただいているという状況である。

今、把握しているのが、そういった宗教上の理由で詳細な献立をお渡ししているご家庭が全市で5件あるということで認識をしているところである。

以上である。

○大谷委員

私を知っている範囲で、アレルギーでもなく、アレルギー対応は今、非常に丁寧にさせていただいていると思うが、ハラールフードは新しく出てきて、ベジタリアンのお子さんがおられて、私を知っている範囲では、そこのおうちは毎回基本お弁当を持って行ったと。アレルギーのあるお子さんと同じだと思う。

今、問い合わせが5件あったということで、多分、そのご家庭は対応しておられると思うが、アレルギーと同じぐらい、ハラールフードについては食べてはいけないもの、つまりハラールフードは食べて良いもの。そして、いけないものに豚肉とかアルコール類、子どもはアルコール類を飲まないが、結局お味噌とか醤油にもアルコール類が少し入っていて、それもだめということになっていて、その辺は日本人が思っている以上に厳しいところがあるため、今のところ多分対応ができていたり、もしくはニーズがないのかもしれないが、これから入ってくる、増えてくるかもしれないというところで、またニーズがあったらご対応いただけたらと思う。

これだけのために時間を割かれるのも大変だと思うが、しかし、イスラムの人口というのは世界の、多分そのうちに4分の1ぐらいになってくることを考えると、アレルギー対応と同じぐらいの必要が出てくるかもしれないと思うため、将来的になのだ

が、ご検討いただけるとありがたい。

○後藤学校教育課長

コーディネーターの「C・N」ということであるが、今回、議員が質問をされるところの骨子の中で「C・N」というような表現で入れておられ、私たち松江市のほうでは「地域学校コーディネーター」というような名称で配置をしている。

国のほうでは、正式名称として、この方々を「地域学校協働活動推進委員」と呼んでいる。松江のほうでは、地域と学校を結ぶコーディネーターということで、「地域学校コーディネーター」というように言っていることから、恐らくこの「C・N」というのは、「コーディネーター」の略称の意味を込めて使われたのではないかというように思っている。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 11 号については以上とする。

【報告 第 12 号 「令和 7 年度大口町交流事業ウインタースクール」実施報告について】

○米原教育指導官

今年度、4 回目となる大口町交流事業ウインタースクールは、令和 7 年 12 月 6 日の土曜日から 7 日の日曜日の 2 日間、無事に実施することができた。

議案集 77 ページ以降をご覧ください。

まず、78 ページ、実施報告書の表紙であるが、この写真は、今回参加した児童の犬山城での集合写真。また、8 月に松江市を訪問した大口町の児童との交流後の集合写真。それから、分銅紋の付いたキーホルダーの写真は、大口町にある桜の間伐材を使ったもので、大口町の子どもたちと一緒につくったものである。

続いて、79 ページをご覧ください。本事業について、1 のねらいについては記載してあるとおりである。

2 の実施時期であるが、先ほど申したように、ウインタースクールは 12 月 6 日、7 日の 2 日間。関連事業として、令和 7 年 8 月 19 日に大口町から訪問した児童との交

流会を行っている。そのときの様子は 80 ページに記載している。

そして、今回の訪問では、8月に交流した児童と再会し、親交を再び深めることができた。

教育委員会からは、川上副教育長を団長に 5 名体制の引率。参加児童は 9 つの小学校並びに義務教育学校から男子 6 名、女子 14 名の計 20 名が参加する予定であったが、直前のインフルエンザの流行により 5 名欠席、計 15 名の参加となっている。行き先等については、81 ページ以降に記載しているため、ご確認いただきたい。

1 日目に大口町の歴史民俗資料館、堀尾跡公園、株式会社青山製作所を見学した。2 日目に犬山城、名古屋港水族館を訪問している。

最後になるが、85 ページには参加児童の感想を一部抜粋して掲載している。参加した子どもたちからは、「大口町で歴史や産業について学ぶとともに、大口町の 6 年生との交流やキーホルダーづくりをとおして仲を深めることができた。さらに郷土料理を味わったり、地元企業を見学したりと、大口町の温かい歓迎の中で多くの貴重な体験を重ね、充実した訪問になった」、そのような思いが伝わってくると思う。

今後であるが、参加した子どもたちが作成したレポートを基に、2 月 14 日の土曜日に成果報告会を行う予定となっている。

報告は以上である。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

○原田委員

今回はどれぐらいの応募があつて、みんな行けたのかどうかというところを聞かせてもらっても良いか。

○米原教育指導官

今年度は、募集定員 20 名に対して、最初の案内で 18 名の応募があり、その後、追加募集で 4 名の追加があつた。追加募集については先着順というように校長会でもアナウンスをしたため、最初の 2 名のお子さんが参加したということになっている。

以上である。

○原田委員

やはり 2 名でも増やすのは厳しいのか。予算があるのか。

○青木教育長

ほかにあるか。

○金津委員

先方は何人の子どもが。写真を見ると多そうなのだが。

○米原教育指導官

大口町は児童 12 名の参加となっている。

○青木教育長

ほかにあるか。

○塩川委員

毎年言っていることかもしれないが、とても有意義な交流事業ではないかと思う。行った児童は非常に色々なことを学んで帰って、自分の財産になっているのではないかと思う。個の体験で終わるのではなく、報告会もあると思うが、ぜひ校内でも学級でもその体験を広げることができれば、さらに良い交流事業になっていくのではないかと思うため、よろしく願います。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 12 号については以上とする。

【報告 第 13 号 令和 6 年度小学校、中学校及び義務教育学校不登校・不登校傾向及び問題行動の調査結果について】

○奥原生徒指導推進室長

まず、不登校及び不登校傾向児童生徒の状況についてである。92 ページをご覧ください。
だきたい。

小学校に関するものである。上段の表、不登校、令和 6 年度は 343 人となっている。前年度と比べると 2 人減。同じく不登校傾向は 110 人であり、前年度より 7 人の減というようになっている。

不登校児童については、男子が 178 人、女子が 165 人と、昨年度とほぼ同数の状況であった。

続いて、中段の表であるが、学年ごとの不登校児童数の推移を表している。この表の見方であるが、例えば令和 5 年度の 5 年生、この数は 82 人となっているが、これが令和 6 年度には 6 年生となっているため、この子たちの不登校の人数が 82 人から 97 人に増えたということである。要するに、15 人が新規の不登校となったというような見方である。

同じく令和 5 年度の 6 年生の不登校 98 人については、次のページ、93 ページの中段の表の右端の下であるが、令和 6 年度に中学校 1 年生となっているため、129 人となっている。要するに、31 人の増加というところである。

92 ページに戻り、上段の表であるが、このうち外に出かけるなど自由に過ごしている児童については、令和 6 年度が 182 人であった。令和 5 年と比べると 25 人の減となっている。

それから、同じく閉じこもり率については 27.1%となっており、5.1%の増になっている。これについては、状況のウのところであるが、令和 6 年度、93 人がこのような状況にあって、全体の 343 人で割った数が 27.1%というようになっている。

続いて 93 ページ、中学校についてである。上段の表、令和 6 年度の不登校生徒数は 387 人で、令和 5 年度と比べると 11 人の増。同じく不登校傾向は 120 人で、前年度と比べると 52 人の増というようになっている。

不登校については男子が 200 人、女子が 187 人と、男女とも若干の増となっている。

このうち、外に出かけるなど自由に過ごしている生徒は、令和 6 年度が 242 人となっており、令和 5 年度と比べると 5 人の減となっている。

閉じこもり率については 23.0%となっており、令和 5 年度より 7%増加している。小学校、中学校ともに依然高止まりの状況にあるということが伺える。

また、特に中学校における不登校傾向の生徒数の増加、こういったところが大変気になるところであるが、この子たちが不登校に移行しないように、引き続き学校と連携して支援を行っていきたいと考えている。

また、昨年度の教育委員会会議の中でもご報告させていただいた実態調査からも、特に小学校6年生から中学校1年生に上がる段階、いわゆる接続期であるとか、それから学習の内容が小学校において大きく変化する小学校3年生、それから小学校低学年でも不登校の数が増加しているという傾向が松江市においては見受けられる。

不登校については、人間関係であるとか、学習のことであるとか、生活リズム、家庭環境、集団への抵抗感など、子どもたちそれぞれ原因は考えられるが、今後も引き続き実態調査を行い、より詳細な実態把握を行った上で、有効な支援につなげていきたいと考えている。

また、学校に対しても、担任だけの個別対応になるのではなく、サポートワーカーであるとか、校内教育支援センター支援員であるとか、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどによる支援、それから相談支援機関との連携も含め、より適切な組織的な対応、早期対応について支援していきたいと考えている。

また、閉じこもりがちな児童生徒に対して、昨年度から、どこにもつながらない子をなくす、子どもの学びが止まらないことを目的として、オンライン学習支援事業「ボタンねっと」を実施している。今日も、今、まさに配信をしているところであるが、今年度2学期末の段階で、おおよそ50人程度の応募があり、現在37人が2学期末のところで参加をしているというような状況である。

これについても、「ボタンねっと」に関するアンケートであるとか、学校・保護者との情報共有を実施し、それを基に今後も内容の改善を図っていこうと思っている。

続いて、問題行動の状況についてである。94ページをご覧ください。

グラフは、令和4年度から令和6年度の問題行動の報告件数をまとめたものである。上段に小学校、下段に中学校を示している。

小学校においては、暴力行為が若干増加している。生徒間暴力が31件あるが、これについては、すべてをいじめの加害行為としている。

中学校については、生徒間暴力、器物損壊が若干減少しているような状況である。薬物乱用が1件あるが、この詳細については個別の案件であるため詳細な説明は控えるが、睡眠導入剤の過量の服薬というようなものであった。

中学校も同じく、生徒間暴力については、19件すべてをいじめの加害行為として捉えている。

その他のところであるが、その他という項目と、その他のいじめ加害行為というものであるが、以前までは一緒に計上していたが、分けて計上することにした。より分かりやすくというところで。

その他のところについては、左側のものに当てはまらない問題行動をその他として計上している。中身については、例えば買い食いであったり、学校にいらぬものを持ってきたりとか、いじめにあたらぬ、左側にあるようなものに当てはまらないような問題行動について、その他として計上している。

その他のいじめの加害行為については、左側の暴力行為には当てはまらないいじめをここに計上している。中身については、暴力行為にはならないが、相手に対して嫌なことをしたり言ったりするというようなこと、冷やかしゃからかい、これが非常に多くある。それから、暴力行為まではいかない、手や足が出るなどのものをその他のいじめ行為として計上している。

いじめ・その他のいじめ行為については、小学校・中学校ともに若干増加の傾向にあるが、これについては、学校が細かいことにも丁寧に対応して、組織で対応して、いじめとして認知をしているというところが伺えるというところである。

それから、1点訂正をさせていただきたい。資料の93ページの中学校の不登校・不登校傾向のものであるが、上段の表の合計の増減のところ、足し算が間違っていた。正しくは、増減のところは11と52を足して63件。男子については不登校・不登校傾向を合わせて、6と26を足して32。同じく女子が31というようになる。大変申し訳ない。訂正をお願いします。

報告は以上である。よろしくをお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

○塩川委員

先ほどのご説明にあったとおり、閉じこもりをなくすということで色々対応していると思うが、小学校・中学校とも閉じこもり率が増加しているということ

で、特にその要因としてはっきりしたものは分からないと思うが、もし何かあれば教えていただければと思う。

○奥原生徒指導推進室長

具体的なデータというか、資料は持ち合わせていないが、考えるに、コロナ禍以降、子どもたちが周りとのコミュニケーション力、こういったものも低下しているのが1つ要因としてあるのと、やはり不安に思う、不安感もすごく高まってきているのではないかなというようなところを感じている。

また、一方で、学校には来にくいのだが、比較的自由に過ごしている子も一定数いるというところで、その両極端というか、本当に関わりが持ちにくい子と、関わりはできるが学校には向かない子と、そういったような状況が見受けられるのではないかなと思っている。

閉じこもりの原因が具体的に何かというのは、ここでは少し分からない状況である。申し訳ない。

○青木教育長

ほかにあるか。

○大谷委員

多分、今のご説明の中に入っていたと思うが、最初のご説明の中にもあった中学校の不登校傾向生徒数が特に増えているところについての推察というか、今、検討しているところだとおっしゃったのだが、見ておられて、ここだけが突出して増えていると思うため、特に何か気になられる点とかがあれば教えてほしい。先ほどの説明と同じであればそれで結構である。

○奥原生徒指導推進室長

中学校の不登校傾向の生徒数が増えているところであるが、これも具体的に何か資料があるわけではないが、やはり昨年度の実態調査の中からのいうと、やはり中学生についても、休み始めたきっかけというか、休もうと思った理由については、1番が勉強のことであるとか、それから友だちのこと、学校や学級に合わない、こういったと

ころが要因の多いところとして挙げられている。

やはり先ほども申したが、色々なことに対して不安感が強まってきているというところは感じているところである。

逆に、保護者の捉えとしては、保護者の1番も同じく勉強のことであるとか、体調のこと、友だちのこと、このような状況が昨年度の調査では分かっているところである。

以上である。

○大谷委員

もう1つ良いか。今、詳しく教えていただいて分かったのだが、今、子どもからの質問で一番多かったのが勉強のことということだったのだが、これは小学校でも同じ傾向が見られるのか。

○奥原生徒指導推進室長

昨年度の調査は、これは全児童生徒が回答しているわけではない。あくまでも任意での学校に通いづらいと思っている子どもたちの回答であるため、これがすべてではないということをまずご理解いただきたいのだが、小学生の休み始めたきっかけとして多かったのは、1番は友だちのことであった。2番が勉強のこと、あと、体調のことというように続いている。

小学校・中学校ともに、やはり友だちのことと勉強のこと、これらがやはり多い傾向にあるのではないかというように思っている。

以上である。

○青木教育長

ほかにあるか。

○原田委員

例えば中学校で見ると、不登校生徒数の推移が、令和1年度の1年生の64が、令和2年度の2年生で82になって、令和3年度の3年生が106になっていくみたいなの、そういう年々上がっていく見方で良いか。

○奥原生徒指導推進室長

中学校のほうのグラフで、例えば令和4年の1年生が84、令和5年になったら2年生に上がるため127。そして、令和6年で3年生になっているため128。よって、この学年の子どもたちでいうと、例えば2年生から3年生に上がる時は1人増加している。そのため、見方としては、2年生から3年生ぐらいになってくると少し減ってくる。やはり最初の段階、小6から中1、中1から中2ぐらいのところやはり多い傾向にあるというようなところである。

○原田委員

それは増加数ということか。

○奥原生徒指導推進室長

そのとおりである。

○原田委員

そうするとやはり今年中1で129あるということは、やはりそこから上がっていくみたいな感じで、どんどんどんどんこれが倍増ではないが、増えることしか見えてこないというように感じてしまう。その中で不登校状況が改善して学校に通うようになる子もいるというところが、注目するところではないかと思う。どうやって戻ってくる気になったのかとか、そちらのほうの事例もやはり共有して、学校に戻るというか、その子が良いと思って戻れる環境になるというのがベストだと思うので、その流れがどのようにしてできていくのかというのを見ていく必要があると思う。

以上である。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第13号については以上とする。

続いて、報告第14号については、会議の冒頭に決定したとおり、後ほど非公開で

の審議とする。

【報告 第 15 号 松江市特別支援教育推進計画（2023～2025）について】

○中島発達・教育相談支援センター所長

議案集の 96 ページをご覧ください。

今回の報告は、2023 年に策定した松江市特別支援教育推進計画（2023～2025）について、一部修正を行うものである。

お手元の別の資料として、修正箇所をまとめたものと、修正後の推進計画をお手元にお配りしているため、そちらもご確認をお願いする。修正内容は、2025 を 2030 に修正するものである。

まず、「はじめに」のところの 6 段目の「第 1 章には」で始まる場所をご覧ください。この段落で始まる段落の最後の箇所に、「令和 11 年度を見据えた特別支援教育の推進の」という文言がある。さらに、お手元の推進計画 49 ページのところをご確認いただきたいと思うが、ここには 2023 年度から 2030 年度までの計画が示されている。2023 年から 2025 年を前期、見直し年度を含む 2026 年から 2030 年度を後期とする推進計画というように捉えている。よって、松江市特別支援教育推進計画 2023 から 2030 と修正するものである。

なお、現在、来年度 2026 年度の見直しに向けて、2023 年度から今年度 2025 年度までの施策や取り組みの振り返りを行い、準備を進めているところである。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 15 号については以上とする。

【報告 第 16 号 松江市教育委員会表彰の決定について】

○岸本生涯学習課長

議案の 97 ページをお願いする。松江市教育委員会表彰規程に基づき、公民館関係の表彰者を決定するものである。

議案の 98 ページをお願いします。令和 7 年度の表彰は、2 の公民館運営協議会会長の部において 1 名、3 の公民館職員の部においては 3 名の職員を表彰するもので、公民館長については該当がなかった。

この表彰であるが、松江市教育委員会表彰規程において、公民館長は勤務年数 10 年以上、公民館運営協議会会長は 12 年以上の功労があった方を対象に、また、公民館職員については、勤務年数が 15 年以上の現職職員を対象に審査・決定することとしている。

表彰については、3 月 27 日に開催される公民館運営協議会会長と公民館長の合同会議において行う予定としている。

説明は以上である。よろしくをお願いします。

説明が終わった。ご質問やご意見はないか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 16 号については以上とする。

6 議事【議案 1 件】

○青木教育長

議第 30 号については、会議の冒頭に決定したとおり、後ほど非公開での審議とする。

7 次回教育委員会会議の予定

【令和 7 年度第 13 回教育委員会会議】

日時：令和 8 年 2 月 18 日（水） 10：00～

場所：島根県市町村振興センター 中会議室

8 その他

○青木教育長

事務局から何かあるか。

○加納教育総務課長

失礼する。お手元の資料については、不要なものがあれば机上のほうに置いておい

ていただければと思う。

また、この後、非公開の会議があるが、その会議の終了後、委員の皆様においては少しお伝えしたいことがあるため、そのまま席でお待ちをいただきたいと思う。よろしく願います。

○青木教育長

ほかにあるか。

○塩川委員

先日の東出雲の子どもの事故についてであるが、大変いたましい事故で心を痛めているところだが、学校の状況についてもし伝えていただけるようであればお聞かせ願いたいと思う。

○青木教育長

それは一旦非公開のほうで。

○塩川委員

承知した。

○青木教育長

それでは、ここで委員会を一旦閉会し、冒頭決定したように、非公開での審議に移る。関係者以外の方はご退席をお願いします。